

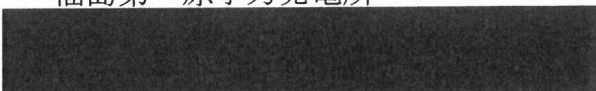
使用前検査変更申請書

廃炉発官 R3第 114号
令和 3年 10月 1日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町 1丁目 1番 3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

令和 3年 7月 26日 付け 廃炉発官 R3第 51号 をもって 申請した
汚染水処理設備等に 係る 使用前検査申請書の 記載事項を 変更したので、
東京電力株式会社 福島第一原子力発電所 原子炉施設の 保安及び
特定核燃料物質の 防護に関する 規則第 19条第 3項の 規定により、
次のとおり 変更内容を 説明する書類を 提出します。

発電用原子炉施設の設置又は変更に係る 事業所の名称及び所在地	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町
申請に係る発電用原子炉施設の概要	福島第一原子力発電所 汚染水処理設備等 第三セシウム吸着装置※ 吸着塔B型 (S32205) 主要配管 第三セシウム吸着装置入口から 第三セシウム吸着装置出口まで (鋼管) 第三セシウム吸着装置入口から 第三セシウム吸着装置出口まで (耐圧ホース) ※ 実施計画 II.2.5.2.1 主要仕様参照
実施計画の認可年月日	平成25年8月14日 (実施計画の変更認可年月日：令和3年1月29日)
検査を受けようとする工程	構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時
	設備の組立てが完了した時
	工事の計画に係る工事が完了した時
検査を受けようとする期日	自 令和3年 9月 14日 至 令和3年 11月 19日
検査を受けようとする場所	東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所 
申請に係る発電用原子炉施設の使用の 開始の予定時期	令和3年 12月 20日

注) 下線は、変更箇所を示す。

変更事由

・社内検査工程の見直しにより、受検工程に変更が生じたため、検査を受けようとする期日及び使用の開始の予定時期を変更する。

工事の工程に関する説明書

項目	年月	令和3年					
		6	7	8	9	10	11
汚染水処理 設備等	第三セシウム 吸着装置						
					☆		☆
							△

— : 工事期間

☆ : 使用前検査

△ : 工事完了

▼ : 「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の認可

注) 下線は、変更箇所を示す。

以 上

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る立ち入り制限

必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

線量は、電子式線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

福島第一原子力発電所

第三セシウム吸着装置設置エリア : 管理対象区域

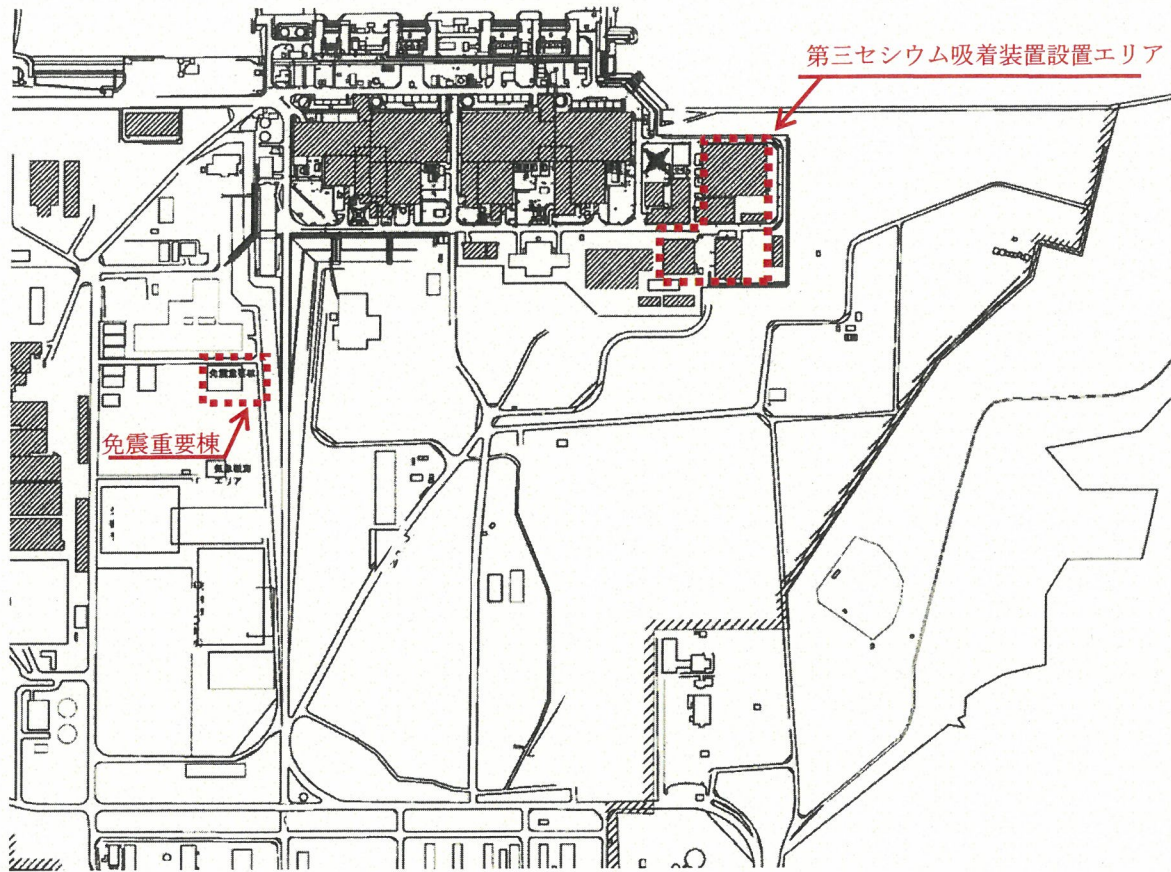
免震重要棟 : 非管理区域

別添－1 : 検査場所図


別添－2 : 検査系統概略図

以 上

検査場所図



福島第一原子力発電所構内

 : 検査場所

検査系統概略図

第三セシウム吸着装置

凡例：— 検査対象範囲

